

各部長

各課（局・所）長 殿

企 画 部 長

平成28年度予算編成方針について（通知）

このことについて、富谷町財務規則第9条の規定に基づき、町長の命を受けて平成28年度予算編成方針を定めたので通知する。

なお、平成28年度予算編成は、部制のメリットを最大限活かした予算措置を行うとともに、平成28年（2016年）10月10日の確実な市制移行を視野に入れた予算編成にあたるものとする。

1 日本経済の状況及び国の予算編成の動向

◆景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている

我が国の経済は、「このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」とされている。

先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、アメリカの金融政策が正常化に向かうなか、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。こうしたなかで、金融資本市場の変動が長期化した場合の影響に留意する必要がある。

このような中、政府においては、大震災からの復興を加速させるとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくとしている。

経済財政運営と改革の基本方針について（平成27年6月30日閣議決定）によれば、平成28年度予算編成に向けた基本的な考え方として、「国庫支出金等を見直すとともに、地方創生予算への重点化を行うことにより新型交付金を創設・活用し、地方創生の深化を図る。地方交付税制度において頑張る地方自治体を支援する算定を強化・推進する。」としている。しかしこれらは、国庫補助負担金の整理統合や、地方公務員給与削減等に基づいた地方財政計画を前提としていることに注意し、引き続き、国の動向を注視していく必要がある。

2 地方行財政の現状と富谷町の状況

◆健全財政を継続しているが、一般財源の捕捉に注意

安倍首相は、「三本の矢」の取組により、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」は双方ともに大きく前進したとして、「アベノミクスは第2ステージに移る」と宣言し、「新三本の矢」①「希望を生み出す強い経済（国内総生産（GDP）600兆円）」、②「夢を紡ぐ子育て支援（希望出生率1.8）」、③「安心につながる社会保障（介護離職ゼロ）」の3項目（希望、夢、安心）を発表し、これを2020年に向けた経済成長のエンジンと位置づけている。

また、「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月閣議決定）いわゆる社会保障と税の一体改革についても、平成26年4月から消費税が8%に引き上げとなり、平成29年4月には、さらに10%への引き上げも予定されている。消費税の引き上げは、家計や企業の負担増に直接つながるため、町民の生活や町内企業への影響について十分に注意を払う必要がある。

このような状況の中、本町の財政状況は、平成26年度決算において5年連続100億円を超える決算規模となった。実質収支においては6億2,451万7千円の黒字決算となり、3億2千万円を財政調整基金に決算積立し、健全な財政運営を継続している。

これまで、予算時における財政調整基金の取り崩し予定額を、決算時には必要最小限に留める財政運営を行っているが、収入の根幹をなす町税収入については、大幅な増加が見込めない厳しい状況が予想され、普通交付税を含めた一般税源の捕捉に注意を払う必要がある。

3 予算編成基本方針

平成28年度の予算編成については「住みたくなるまち日本一」の実現、そして、2016年の確実な市制移行に向けて取り組むものとする。

- (1) 総計予算主義の原則に従い、年度内のすべての収入と支出を見積り計上すること。
- (2) 消費税増税等の要因はあったものの、経常収支比率は年々悪化（H24：88.8、H25：89.4、H26：91.1）しており財政の硬直化が徐々に進んできている。このため、年々増加している経常経費（賃金、需用費、役務費、備品購入費等）については、例えば車検に要する手数料のように削減ができないものを除き、原則としてシーリングを実施（対象費目・削減率は後日財政課長から連絡）することとし、施設等の維持管理費（除草・樹木剪定等）や各種団体等への補助金については前年度当初予算額を要求限度額とする。
- (3) 事務事業の必要性について厳正に精査し、既に役割・使命の終えた効果・成果が希薄な事業はスクラップアンドビルドの視点から検討を行い、確実な市制施行を見据え町民の信頼を損なうことのないようにすること。
- (4) これまでの議会对応、監査委員からの指摘事項についても漏れなく検討を行い、決算不用額の精査、事業効果・成果を精査した上で、町長町政運営基本方針を第一義に考え対処すること。
- (5) 特別会計・企業会計についても、編成方針に沿って編成することとするが、その会計設

- 置の趣旨や、国県の動向を把握した上で、安易に一般会計からの繰入に依存しないこと。
- (6) 消費税増税等、社会保障と税の一体改革など、今後見込まれる制度改正については国政の動向を十分注視し情報収集に努め、歳出予算への計上及び手数料の適正化など時期を逸しない対応とすること。
- (7) 歳入確保と税等の徴収強化
国・県補助金やその他の助成金については、町で実施している事業に創意工夫することで活用できそうなものがあれば、積極的に活用することとし、新たな歳入確保策についても検討すること。また、町税、保険料、各種料金の未収金対策を進め、町民に不公平感を抱かれぬよう徴収率の向上に努めること。
- (8) 権限移譲の推進
「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる地方分権一括法に基づく権限移譲が進んでいる。新年度以降、新たに県の権限が法律に基づき基礎自治体へ移譲される項目に注意を払い、市制移行を見据えた移譲事務に関する予算措置と情報収集に努めること。

4 重点施策

「住みたくなるまち日本一」の実現のための各種施策の実施や、平成28年（2016年）10月10日の確実な市制移行、市制施行後に行う新たな事務事業へ適切に対応するための事前の準備を着実に推進すること。

(1) 重点施策達成のための体制整備

これまでも、緊急性・重要性により縦割り行政を排した横断的な取り組み（プロジェクトチーム等）を行い、部制による弾力性の高い体制整備が図られている。

しかしながら、重点施策を達成し、町民から信頼される成果をあげるためには、適切かつ重点的な体制整備が必要なことから、予算措置と併せて人員配置についても、査定作業の中で協議する予定であること。

(2) 積極的な情報公開

予算、決算等の一連の業務については、町政懇談会や広報とみや別冊、ホームページ、行政実績報告の内容見直し等、各種取り組みを行っており、継続的に取り組みを進めるものとする。

(3) 市制移行を踏まえた事務事業の推進

地方分権一括法による権限移譲への適切な対応のほか、市制移行時に移譲される事務についても各部長を中心に情報を収集し、併せて、市制移行推進会議との連携を図りながら市制移行への基盤整備に努めること。

5 予算編成要領（留意事項等）

当該通知以外で必要と思われる事項については、企画部財政課より別途通知するものとする。